山口県人事委員会規則第十四号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。

給料の調整額に関する規則

(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)

0)

一部を次

第三項を削る。

室」を「健康福祉部医療政策課」

に改め、

同表精神保健福祉センターの項の次に次のよ

術センター

技術指導室長」を削り、

「水産研究センター次長」を

別表第一健康福祉部地域医療推進室及び健康増進課の項中「健康福祉部地域医療推進

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………………

山

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

Ш \Box 県 人 事 委

員

会

○人委規則

目

次

3 月31日 (火曜日)

うに加える。

平成 27年

| 社センター

別表第一身体障害者福祉センターの項を削り、 る者に限る。) の、心理学的及び職能的判定に従事す のと学生をできる。)

ように改める。 同表農林総合技術センターの項を次の

	センター農林総合技術
る。) 獣医師(育成業務課に勤務する者に限	る。) おいまでは、 これでは、
	Ξ.

「一・二五」を「一」に改め、 - 地域部地域運用課」に改める。 別表第一農業大学校の項を削り、同表特別支援学校の項及び小学校及び中学校の項中 同表生活安全部地域課の項中「生活安全部地域課」を

則

:

この規則は、 平成二十七年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 管理職手当に関する規則 (昭和四十年山口県人事委員会規則第十六号) の一部を次の

第三条中「第十七条」を「第十八条」に改める。

別表第一知事の事務部局の項中「スポーツ・文化局長」を「スポーツ・文化局長

危機管理監」を 企業立地統括監」「危機管理監 身体障害者福祉センター所長児童相談所長(中央児童相談所長

を除く。 児童相談所長(中央児童相談所長を除く。)」「身体障害者福祉センター所長 に改め、 水産研究センター「農林総合技術セン 「農林総合技

附 則

この規則は、

平成二十七年四月一日から施行する。

2種

83, 000 H

を

地域部長 本部部長 本部部長(地域部長を除く。 種 を に改める。

別表第二のロ 公安職給料表管理職手当月額表九級の項中

95, 000 H を 種

2種 95, 000 に改める。

2種

別表第三のロ 公安職給料表管理職手当月額表九級の項中

2種 角 104,000 83,000

に改める。

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県人事委員会規則第十六号

平成二十七年三月三十一日

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 初任給調整手当に関する規則 (昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号)の一部

第二条第一項第三号中「若しくは六級地」を「、六級地若しくは七級地」に改める。

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

Ш П 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 地域手当に関する規則 (昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号)の一部を次

別表を次のように改める。

(第二条、第三条関係

北九州市	岡山市	仙台市	福津市	福岡市	広島市	京都市	大阪市	つくば市	東京都特別区	支給地
										域
ī.				_	_					級
七級地		六級地		<i>王</i> 糸	1. 及 也		糸丸	三 及 也	級地	地

附 則

(施行期日)

(支給割合の特例) この規則は、 平成二十七年四月一日から施行する。

2 規則で定める割合は、次の表の上欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の下欄に定め 与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第十二条の二第二項の人事委員会 学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条例第四 関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第十条の二第二項及び一般職に属する 例第四十一号)附則第九項の規定により読み替えて適用される一般職の職員の給与に 十二号)附則第九項の規定により読み替えて適用される一般職に属する学校職員の給 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年山口県条

報

口

る割合とする。 Ð,

支 給 地 域	支給割合
東京都特別区	百分の十八
大阪市	百分の十五
つくば市	百分の十三
京都市	
広島市	百分の十
福岡市	
仙台市	百分の六
福津市	百分の五
岡山市	子のこ
北九州市	首分の言

3 で定める割合は、百分の十五とする。 読み替えて適用される一般職の職員の給与に関する条例第十条の三の人事委員会規則 般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第九項の規定により

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

山

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十八号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 特殊勤務手当の支給に関する規則 (昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号)の一

め、同号二中「及び山口県立農業大学校」を削る。 第十五条第一項第一号イ中「総務部防災危機管理課」を「総務部消防保安課」に改

号中「生活安全部地域課」を「地域部地域運用課」に改め、同項に次の一号を加える。 第五号中 第十九条第一項第三号中「生活安全部地域課」を「地域部地域運用課」に改め、同項 海上保安庁の巡視船に乗り組む職員が従事する遠隔地の離島周辺海域における 「刑事部捜査第一課」を「刑事部刑事企画課」に改め、 同項第六号及び第十二

水上警戒作業で人事委員会の定めるもの

第十九条第二項に次の一号を加える

十七 前項第二十号に掲げる作業 一日につき

附則第二項中「及び免震重要棟内」を「、免震重要棟内及び新事務棟内」に改める。

則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

Ш П 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第十九号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 宿日直手当に関する規則 (昭和四十五年山口県人事委員会規則第五号) の一部を次の

第二条第三号中「総務部防災危機管理課」の下に「又は消防保安課」を加える

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

Ш \Box 県 人 事 委 員 会

山口県人事委員会規則第二十号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年山口県人事委員会規則第二十一号)

主査及び主任」に改め、 課の」の下に「調整監、」を加え、「財政課の主査、主任及び主任主事」を「財政課の 別表知事の事務部局の項中「審議監」を「企業立地統括監 「、地域医療推進室」及び「、企業立地推進室」を削り、 審議監」に改め、